

平成 17 年 12 月 27 日

法務省民事局参事官室 御中

日本取締役協会

会社法施行規則案等に対する意見

平成 17 年 11 月 29 日に公表された会社法施行規則案等に対する当協会の意見は次のとおりです。

前 文

そもそも取締役に関して、社外取締役とそれ以外の取締役を区別する必要はない。社外であろうと社内であろうと取締役は取締役としての善管注意義務・忠実義務の履行を果たすべきであり、これらを区別することは著しく妥当性を欠く。

これらを区別して、社外取締役についてのみ過度に詳細な情報開示などを要求することは、社外取締役に就任することを躊躇させる一因となり、一般に社外取締役候補となる人材が乏しいと言われている日本において、一層そのなり手を得ることを困難とする状況を作り出していると言わざるを得ない。

第 1 会社法規則案に対する意見

【対象条項】 77 条 3 項 7 号

【意 見】 本号の適用は会社法 444 条 3 項に該当する会社に限定すべき。

【理 由】 すべての公開会社において、監査役又は監査委員につき、「財務及び会計に関する相当程度の知見」を事実上要求するのは行き過ぎではないかと考える(アメリカのサーベンス・オクスリー法でも、財務専門家が要求されるのは上場会社に限られている。)。このような要請は有価証券報告書を提出している公開会社に限定されるべきである。

【対象条項】 78 条 4 号

【意 見】 次のとおり修正すべき。

「各社外役員の当該事業年度における取締役会への出席の状況」

【理 由】本項は、社外役員の会社業務への貢献度を株主に報告することを意図したものと考えるが、次の観点から疑問がある。また、そもそも取締役について社外取締役もそれ以外の取締役も取締役としての責務に違いはないのであるから（業務執行を行なう取締役の場合の業務執行上の責務は別の問題）、これらを区別することは妥当でない。これらを区別して、社外役員についてのみ過度に詳細な開示を求めた場合、社外役員に就任することを躊躇する一因となり、一般に社外役員候補となる人材が乏しいと言われている日本において、社外役員を得ることがさらに困難となる可能性がある。

ロについては、社外役員は取締役会以外の場でも会社業務に対して貢献できる助言等を提供する機会があるが、ロはもっぱら取締役会という会議における発言に着目しており、このような項目が開示の対象として強制された場合、社外役員の取締役会外における貢献が正当に評価されない可能性がある。

ハは、会社の事業の方針その他の決定が特定の社外役員の意見により変更された場合の開示を求めるものであるが、当該社外役員の問題提起が起点となり社内役員の意見又は社内役員と社外役員の協議により変更される場合の取扱いが不明確である。また、そのように変更された方針を開示することが会社にとって好ましくない場合もあり、一律の開示は不適當である。また全ての変更を開示対象とすることは、「株主の共同の利益を著しく害する場合」等について取締役等の説明義務の例外を認めている会社法 314 条、総会省令 9 条との関係からも不適當である。また、社外役員と社内役員を区別し、社外役員のみについてこのような開示義務を負わせることは不適切である。

ニは、法令違反は軽微なものを除外しない内容となっており（「重大な」とはなっていない）、文字通り適用すれば、例えば配達員の交通違反も含まれることになり、現実的でない。「不当な業務執行」という表現も曖昧であり、運用に差し支える。業務執行に従事しない社外役員が「予防のために取った行動」としては、基本的には内部統制システムの大綱の決定となるのが通常であると考えられ、具体的な開示対象が明確でない。「発生後の対応」についても業務執行に従事しない社外役員に何を求めているのか不明確である。社外役員についてのみこのような事項の開示を求めることの合理性を見いだしがたい。

【対象条項】 78 条 5 号

【意 見】 「当該契約の内容」を「当該契約の内容の概要」に修正すべき。

【理 由】 省令の中では「内容」と「内容の概要」（例えば本体省令 77 条 5 項 1 号）と使い分けられている。責任限定契約については、責任の限度額等の重要な要素の開示をもって足りると解するべきであり、詳細の開示の必要がないことを他の用語例との関係上明確にするために上記修正を求める。

【対象条項】 79 条 7 号

【意 見】 削除すべき。

【理 由】 会計監査人就任後において、過去の処分事項を取上げて事業報告に記載する必要はない。記載することによって、かえって誤解を招く恐れがある。社外取締役及び社外監査役、更には会社そのものが業務停止処分等についての記載を求められていないことと平仄を合わせるべきである。

【対象条項】 80 条

【意 見】 1号の「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の内容に関する開示を削除し、いわゆる買収防衛策を導入している場合に「その具体的内容」及び「その合理性に対する経営陣の評価と意見」のみを事業報告の記載事項とする形に修正すべき。

【理 由】 抽象的な「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を事前に開示させることは、実際に濫用的な買収者によって株主共同の利益が害される場合における会社の対応に関する選択肢を不当に制約する危険がある。即ち、かかる開示を行っていない場合には、濫用的な買収者に対して防衛策を発動することが法令違反に問われたり、当該防衛策の発動が役員の保身のためのものと見られるリスクを増大させるもので、防衛策の導入及び発動が株主共同の利益の観点から必要な場合においてもそれを阻害することにつながりかねない。防衛策の内容とその株主に対する影響等を開示すれば株主に対する情報開示としては必要十分である。

【対象条項】 125 条 2 項 1 号

【意 見】 「株式会社が行った調査の方法(調査において調べた重要な証拠を含む。)及び結果」と修正すべき(下線部の追加)。

【理 由】 提訴請求を受けた監査役や監査委員において詳細な事実調査を行った場合、調査した証拠は膨大なものになる可能性があり、これらを逐一提訴請求者に対する通知に列挙することは実務的ではないと考える。提訴請求者に対して情報を提供するという会社法の趣旨からは調べた証拠のうち重要な証拠を摘示すれば足りるものと考えられる。

第 2 株主総会省令に対する意見

【対象条項】 12 条 4 項 3, 4, 5, 6 号

【意 見】 削除すべき。

【理 由】 そもそも取締役について社外取締役もそれ以外の取締役も取締役としての責務に違いはないのであるから(業務執行を行なう取締役の場合の業務執行上の責務は別の問題)、これらを区別することは妥当でない。これらを区別して、社外役員についてのみ過度に詳細な開示を求めた場合、社外役員に就任することを躊躇する一因とな

り、一般に社外役員候補となる人材が乏しいと言われている日本において、社外役員を得ることがさらに困難となる可能性がある。

また、各号ごとについては以下のとおり。

3号は、広く法令違反を問題にしているが、「重大な」等の限定がないことから広範にすぎ、「不当な業務執行」という概念も明確性を欠くことから、本体省令78条4号ニについて述べたのと同様、運用に支障がある。

4号は、3号に述べたことに加え、過去5年間の他社における法令違反等にまで、言及することを求めており、不可能を強いるに近いものである。

5号については、略歴(12条1項1号)及び社外取締役候補者とした理由(12条4項2号)の開示で十分であると考え。「会社」の経営に従事してなくとも、官庁その他の団体の管理職等企業経営上に有益な貢献をすることが可能な人材は存在する。それらの人材の貢献の可能性については、むしろ経歴や選任理由において述べるのが相応しい。

6号は、いわゆる「独立取締役」の要件の de fact スタンダード化を図るものと考えられるが、「独立取締役」としてどのような要件を求めるか、「独立取締役」を選任した場合の法的な効果として何を認めるか(買収防衛策における役割、株主代表訴訟を却下できる訴訟委員会の設置など)について具体的な議論が煮詰まっていない段階で一定の枠組みを設けるのは時期尚早であると考え。現段階では、独立性の要件に関する証券取引所、機関投資家その他の団体による自主的な基準作成の機運、及び各社の自主的な判断で「独立取締役」の要件を定め、それに従った人選をするという一部の会社で実践されている実務を尊重すべきものと考え。

【対象条項】 12条4項7号

【意見】 「その契約の内容」を「その契約の内容の概要」に修正すべき。

【理由】 本体省令78条5項の修正理由と同じ。

【対象条項】 14条4項3, 4, 5, 6号

【意見】 削除すべき。

【理由】 12条4項3, 4, 5, 6号についての理由と同じ。

【対象条項】 14条4項7号

【意見】 「その契約の内容」を「その契約の内容の概要」に修正すべき。

【理由】 本体省令78条5項の修正理由と同じ。

第3 内部統制省令に対する意見

【対象条項】 3条

【意見】 削除すべき。

【理由】 本条の内容は、会社法の省令への委任の範囲を超えていると考える。

【対象条項】 7条1号

【意見】 この開示義務は公開会社に限定すべき。

【理由】 取締役会設置会社以外の株式会社で公開会社でない会社(例えばグループ企業の子会社)については、どのような体制を整備しているかは株主にとって明白であり、敢えて事業報告書に記載する必要はないと考える。また、公開会社以外の会社については、事業報告書の記載内容一般に関する規制が緩和されているところ(本体省令77条参照)、内部統制体制についてのみ詳細に記載させることは均衡を失する。

第4 組織再編省令案に対する意見

【対象条項】 58条、59条

【意見】 「譲渡制限株式等」の中に、我が国の証券取引所に上場されていない外国会社の発行に係る株式その他の有価証券を含めるべき。

【理由】 我が国の証券取引所に上場されていない外国会社の発行に係る株式その他の有価証券は、我が国の法令に基づく開示がなされておらず、我が国に居住する株主等にとってはその処分も實際上困難である。その意味で、我が国の証券取引所に上場されていない外国会社の発行に係る株式その他の有価証券は、我が国の株式会社発行に係る譲渡制限株式と共通する性質を有しており、それらに準じて特殊決議が要求される「譲渡制限株式等」に含めるべきである。

以 上